

関係人口創出事業委託業務仕様書

1 委託業務名

関係人口創出事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 本業務の目的

地域における短期的あるいは季節的な人手不足という課題に対し、地域外の人が短期的な労働をしながら地域を訪れるきっかけを作ることにより、人手不足の解消を図る。

また、地域ならではの仕事への従事、滞在型観光、地域との交流等を通じて、地域とのつながりを醸成してもらうことにより、地域のファンづくり、関係人口の創出につなげる。

4 本業務の概要

地域での観光や就業、暮らし体験に関心がありつつも、きっかけがないことや交通費や宿泊費の負担が大きいことを理由に、訪問を敬遠していた都市部の移住検討者やフリーランス、および若者層を主なターゲットとし、市内の農業者や旅館等の地域事業者とマッチングさせることで、報酬を得ながら地域を訪れ、滞在型観光、地域交流等を行う機会を提供する。

当該プラットフォーム上で情報発信することで地域の魅力を伝え、地域との交流機会を提供する。

5 業務委託の範囲

本仕様書は基本的な内容について定めるものであり、業務の実施に当たり必要な事項については、市と協議の上、受託者の責任において誠実に業務を履行すること。

6 業務内容

(1) プラットフォームの提供

地域での観光や就業、暮らし体験に関心が高い層と、短期的・季節的な人手不足を解消したい地域内事業者をマッチングするための WEB 上のプラットフォームを構築する。既存のプラットフォームを活用することも可能とする。

(2) 事業者サポート等

プラットフォームを活用しようとする地域の事業者に対して、10 事業者を目安として必要となるサポート(参加者を募集するためのページの作成支援や効果的な受け入れに向けた企画内容の相談対応等)を行うこと。また地域事業者への周知活動に努めること。

(3) プラットフォームの利用について

事業者及び利用者が本事業を容易に利用することができるよう、委託料の範囲内で経費補助するなど有効な支援策を講じること。参加者の活動内容がわかる報告書等を当該プラットフォームに掲載するなど、地域の魅力を伝える情報発信に努めること。また、事業終了時まで当該経費として要した金額が提案時に算定した金額に満たなかった場合は、実績報告において精算して、委託料を減額するものとする。補助対象となる期間は令和8年1月31日までの受入実績とする。

7 打合せ協議

打合せ及び定時報告等必要に応じて、担当職員と密に連絡を取り、適宜打ち合わせを行い、必要となる資料を作成すること。なお、打ち合わせ後は速やかに議事録を作成し、内容について相互に確認すること。

8 契約上限額

金 847,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

9 個人情報の取り扱い

受託者は、本事業を遂行するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

また、受託者は、市の承認を受けて第三者に本事業の一部を再委託する場合は、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

10 仕様等の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ市と協議し、市の承認を得ること。

11 実績報告

実績報告については、事業完了後に以下の書類を提出することとする。

- (1) 業務完了通知書
- (2) 業務報告書

12 検査

受託者は、本事業を完了したときは、速やかに市に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。検査に合格しないときは、速やかに受託者の責任において市の指定する期日までに修正又は補足その他の処置を執るものとし、これに必要な経費は受託者の負担とする。

13 委託料の支払

委託料は原則として事業完了後に支払うこととするが、事業執行に要する手元資金不足等の理由により、事業完了前に概算払することが必要となる場合については、別に市と受託者とで協議するものとする。

14 留意事項

- (1) 事業を安全かつ確実に実施するため、不測の事態に対応できる体制をとり、事故防止に万全を期すこと。
- (2) 業務実施にあたって発生したトラブルについては、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては、内容及び対応状況等を直ちに市へ報告すること。
- (3) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた時は、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は契約を解除することがある。
- (4) 受託者は、別記個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、別記個人情報取扱特記事項第9項に基づき、本業務終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、市の請求があったときは、個人情報を適切に市に返還し、安全に引き渡すことが可能な方法により実施するとともに、その旨書面により提出することとする。

また、受託者は、本業務終了後又は解除後、市に返還又は納入する物もしくは特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去もしくは廃棄するものとする。また、その旨書面により提出することとする。

ただし、情報の返還及び消去もしくは廃棄の方法等については、事前に市と協議して決定するものとする。

15 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

16 著作権及び知的財産権の帰属等

- (1) 本業務の実施による成果物等の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を含む全ての知的財産は、原則として、市に帰属するものとする。
- (2) 委託者は著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権の行使はしないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

17 損害賠償

業務実施中に、受託者の責に帰すべき事由により発生した第三者への損害については、受託者がその損害を賠償する。

18 その他

- (1) 受託者は、本業務に関して経理を明らかにする帳簿を作成し、業務完了日の属する年度の終了後、5年間保存すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市及び受託者は速やかに協議を行い、決定するものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、市と十分に協議した上で行うこと。